

財政健全化判断比率等の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

健全化判断比率……【基準の範囲内】

令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率については、全ての比率が早期健全化基準を下回りました。

※いずれかの比率が早期健全化基準以上となった場合、財政健全化のための計画策定や外部監査の導入が義務付けられます。

※いずれかの比率が財政再生基準以上となった場合、あらゆる事業について国から制約が課せられることとなります。

(単位:%)

| 指 標 | 今年度 | 前年度 | 増減 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-------|-------|------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | — | — | — | 13.43 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | — | — | — | 18.43 | 30.00 |
| 実質公債費比率 | 12.3 | 12.1 | 0.2 | 25.00 | 35.00 |
| 将来負担比率 | 156.3 | 160.9 | ▲4.6 | 350.00 | |

◆実質赤字比率……【なし】

実質赤字比率は、一般会計等の赤字額の標準財政規模に対する割合を表したものです。一般会計等に赤字額がないことから、この比率は算出されませんでした。

◆連結実質赤字比率……【なし】

連結実質赤字比率は、市のすべての会計の実質収支等を合計して算出された赤字額の標準財政規模に対する割合を表したものです。いずれの会計にも赤字額がないことから、この比率は算出されませんでした。

◆実質公債費比率……【12.3%】

実質公債費比率は、標準財政規模に対する「実質的な公債費」の割合を示しています。「実質的な公債費」とは、一般会計の公債費のほかに、債務負担行為に基づく支出額や、一般会計から公営企業や一部事務組合への繰出金等のうち公債費に充てられた額などを含みます。

◆将来負担比率……【156.3%】

標準財政規模に対する、翌年度以降に支出が見込まれる「債務等」の割合です。

この「債務等」には、実質公債費比率の算定要素でもある一般会計の元利償還予定額、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業会計の公債費に対する負担見込額、一部事務組合の公債費に対する負担見込額に、退職手当の負担見込額や、市が出資した公社や第三セクターの債務に対する損失補償見込額なども加算されています。

資金不足比率【なし】

公営企業会計の資金不足比率は会計ごとに算出されるもので、事業規模に対する資金不足額の割合が 20%以上となった場合には、その会計の経営健全化計画の策定と外部監査の導入が義務付けられます。

市の公営企業会計の令和 2 年度決算では、いずれの会計にも資金不足が発生しなかったことから、この比率は算出されませんでした。